

# 鳥取県森林審議会委員を募集します

鳥取県森林審議会は、地域森林計画の樹立及び変更、開発行為の許可、保安林の指定及び指定の解除等に関して、知事からの諮問に応じて会議を開き、答申を行います。この鳥取県森林審議会に、委員として参画いただける方を募集しますので、ぜひご応募ください。



## ●●● 募 集 内 容 ●●●

- 募集人数 1～2名
- 応募資格 鳥取県内在住の方で次の全ての要件を満たすこと。
  - ・森林・林業・木材産業分野に関心のある方
  - ・平日に開催される会議に出席できる方(年1～2回)
  - ・平成27年4月1日現在で満20歳以上70歳未満の方
  - ・平成27年4月5日現在で鳥取県附属機関条例第2条の規定により設置された附属機関の委員に任命されていない方
  - ・過去に鳥取県森林審議会委員に任命されたことが無い方
  - ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
  - ・鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと
- 募集期間 平成27年2月2日～2月13日
- 応募方法  
住所、氏名等のほか「わたしと森林・林業との関わり」についての作文(400字程度)を記載した応募用紙を郵送、ファクシミリ、メール、直接持参などにより提出する。応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しないこととする。
- 応募書類提出先  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課 〒680-8570 鳥取市東町1-220  
電話 0857-26-7300 又は 7301 ファクシミリ 0857-26-8192  
電子メール rinsei-kikaku@pref.tottori.jp
- 選考方法 提出書類を審査の上、決定します。
- 選考結果の連絡 応募された方全員に郵送等によりご連絡します。
- その他
  - ・提出された書類は委員の選定のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。
  - ・森林審議会は原則公開で行うことから、委員の会議での発言内容は公開とします。

## (参考)鳥取県森林審議会について

- 役割 鳥取県森林審議会は、森林法第68条の規定に基づき設置され、森林法第68条第2項の規定により、森林審議会の権限に属させられた事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について公正な立場からの意見を求められる諮問機関です。具体的には、地域森林計画の樹立及び変更、開発行為の許可、保安林の指定及び指定の解除等に関して、知事から諮問があった場合、それに応じて会議を開き、答申を行います。
- 委員の任期 平成27年4月5日から2年間(再任される場合があります)
- 委員の構成 15名以内(森林・林業・木材産業に関する各分野の学識経験者等)
- 会議の開催
  - ①開催回数 年1～2回
  - ②開催時間 基本的に平日に開催します。会議時間は1回当たり2時間程度を予定しています。
  - ③開催場所 鳥取県庁会議室
- 委員報酬 県の規定により、報酬、交通費を支給します。

## ●●● 問い合わせ先 ●●●

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課(電話:0857-26-7300 メール:rinsei-kikaku@pref.tottori.jp)

